

行燈

笠杖履物

右衛門め己は何の爲ぞと、既ニ御腰物ニ御手被懸候へば、宇右衛門は貳拾間程しさり、頭を地ニ付、赤面して罷在候、頼宣君御目を被塞、良誓御意被成、加納五郎左衛門直恒を召、扱々大事之道具ニ疵を付捨たり、我此前御上洛供奉之時、小堀遠州ニ此石燈籠を頼候時、物者貳ツがよしとおもひ、其時ニツ頼壹つは此地へ下シ、只今拾り燈籠なり、今壹ツの燈籠は、紀州粉川の別業竹藪之内ニ、藪をつけ古さんとおもひ入置たり、取寄て此度空印を呼候間ニ可合かと御相談、五郎左衛門承り、扱々遠き御思案ニて、貳ツ被仰付置れ候物哉、鯨船にて水手を撰、押切せ候は、成程手ニ合可申とて、則早道之御飛脚を以紀州へ申遣、鯨船に石燈籠をつみ、水手を撰、晝夜のさかひなく推ける程ニ、海上風波穩ニ、石燈籠無恙八丁堀ニ著岸、千宗左を被遣、車ニつみ、御中屋敷へ取寄御覽有ニ、貳十餘年林之内ニ而雨露ニうたれ、苔むし古びたる事千年を経たるがごとし、則御庭ニ立たるニ、前の燈籠ハ物之數ニてもなし、御機嫌不斜、長門守、若狹守、五郎左衛門、左五右衛門、千宗左、千賀道味迄も、君之御智慧遠き御思案を奉感、皆感涙を流しける、空印御招請候へば、此燈籠を見被申、空印も其珍物を深く被感、御茶の湯も一入興有けると也。

〔茶道笠蹄〕<sup>五</sup>燈燭器

露地行燈 利休形、檜木地春慶ヌリ、覆眞黒ヌリ、火皿にホウツキ有て、一枚の油盞を置く、風なき夜は覆をとるなり。

〔茶道早合點〕<sup>上</sup>竹子笠 廬路の腰かけ、又は廬路の邊にあり、雨ふりに用ゆ、ひもなし、釘にかけるひもあり、手に持てきる。

雪踏 間に皮を入れて、芝めり表へとをらぬためなり、利休物すきなり、是を數寄屋ざうりと云、廬路下駄 雨ふりにはく

〔茶道笠蹄〕庭廻小道具之部